

令和4年度岐阜県予算 及び施策に関する要望書

岐阜県町村会

要 望 事 項

【 重 点 要 望 】

1	一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進	1
2	地方債の充実改善	2
3	防災・減災対策の充実強化	3
4	少子化対策の推進	5
5	教育行政の推進	6
6	東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進 及び濃飛横断自動車道の事業推進	8
7	道路網の整備促進及び維持管理財源の確保	9

【 一 般 要 望 】

I	地方分権改革関係	
1	町村自治の確立	1 1
II	町村財政対策関係	
1	町村財政基盤の確立	1 2
2	低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例にあつ ての要件確認への財政措置	1 4
III	地震防災対策関係	
1	垂炭鉱廃坑対策の拡充	1 4
2	公共施設の耐震化等に対する補助の拡充	1 5
3	町村消防の充実強化	1 6
IV	福祉・医療関係	
1	医療保険制度の安定的運営	1 6
2	介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し	1 7
3	地域医療の確保	1 7
4	障害者保健福祉施策の推進	1 8
5	福祉サービスの行政区間格差の是正	1 8
6	自治体の実情に応じた支援体制モデルの提示	1 9
V	教育・文化・スポーツ関係	
1	文化財保護に対する支援	1 9
VI	交通・通信の整備、情報化関係	

1	地域交通対策の推進	20
2	デジタル化施策の推進	21
VII	治水対策・砂防事業関係	
1	災害から守るための河川の整備促進	22
2	新丸山ダム建設事業の促進	23
3	砂防事業の推進	23
VIII	生活環境施設関係	
1	水道施設の整備促進	23
2	合併浄化槽設置の普及推進	24
3	高度処理対策の推進	25
4	ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等	25
IX	農業・農村振興対策関係	
1	農業・農村対策の推進	26
2	野生鳥獣被害防止対策の推進	27
3	豚熱対策の強化	27
X	森林・林業振興対策関係	
1	森林整備の推進	28
2	清流の国ぎふ森林・環境税の延長	29
3	清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し	29
XI	エネルギー対策関係	
1	原子力発電施設の安全体制確立	29
2	再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入等に対する財政的支援	30
3	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活及び住宅用省エネルギー導入支援対策補助金の創設	31
XII	その他	
1	新食肉基幹市場建設早期実現に向けた取り組み	31
2	地籍調査事業の推進	31
3	社会資本整備総合交付金の確保	32
4	工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援	32
5	道の駅機能の拡充に伴う補助制度の創設	32
6	空き家対策の支援事業に係る補助率の拡充等	33
7	市街化調整区域における規制緩和	33
8	多文化共生社会の推進	33
9	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の要件緩和	34

【重点要望】

1 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

農山村地域を多く抱える町村では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取り組みを進めてきている。

町村が進める地方創生の取組は、国が掲げる一億総活躍社会の実現につながるものである。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 町村が今後、地域資源を掘り起こし、有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいけるよう、町村が実施するこれらの施策に対して、引き続き制度的及び財政的に支援すること。

(2) 東京一極集中の是正と自立分散型国土構造の構築は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用、新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減等の観点からも重要な課題であることから、政府関係機関の地方移転、本社の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。

(3) 町村が取り組む社会保障の充実のための諸施策の推進に支障が生じることのないよう、国は社会保障に係る必要な財源を安定的に確保すること。

(4) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標を達成するため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模を拡充し、必要な財源を継続的に確保すること。

地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。

(5) 町村が、第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生

計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。

- (6) 地域における Society5.0 の推進に当たっては、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取組に対する財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。

また、町村が行う光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新に係る経費についても財政支援を行うこと。

- (7) 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく事業について、十分な財政措置を講じるとともに、事業協同組合の設置についての統一的なマニュアルの作成等、特定地域づくり事業を円滑に実施できるよう支援すること。

- (8) 専門性の高い職員の派遣（年間派遣・スポット派遣など）や人材確保の広域での取り組みを県が中心となって進めること。

2 地方債の充実改善

町村では、懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保することが必要である。

よって、県は次の事項を実現するため国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要額を確保すること。

また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

- (2) 臨時財政対策債による臨時的措置を早急に撤廃し、本来の地方交付税により総額を確保すること。

- (3) 地方債発行時に約束された元利償還金にかかる基準財政需要額への算入額は、縮減・廃止しないこと。

- (4) 公共施設等の適正管理の推進にあたっては、中長期的な取組が必要であることから、令和3年度で期限切れとなる「公共施設等適正管理推進事業債」の延長・恒久化の方針を早期に決定し、周知するとともに、対象事業を拡充すること。

- (5) 第三セクター・地方公社の清算にむけて必要な財源が不足する市町村に対して、経

過措置が平成 28 年度で終了した第三セクター等改革推進債の起債について時限措置を講じるなど、必要な財源を確保すること。

3 防災・減災対策の充実強化

近年、台風や集中豪雨等の災害が頻発しており、これらに対処する被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は地震列島であり、南海トラフ地震もいつ起きてもおかしくない状況である。その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 集中豪雨等による大規模災害からの復旧・復興

近年、記録的な豪雨により河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生していることから、被災町村に対し、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

なお、個別避難計画の策定については、介護支援専門職や福祉専門職との連携が重要であることから、国における連携体制の構築及び財政支援の拡充を図ること。

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進

国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。特に、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

(3) 市町村役場機能緊急保全事業の復活

緊急防災・減災事業債の事業期間が 5 年間延長されたが、市町村役場機能緊急保全事業は令和 2 年度で期限切れとなった。

市町村の庁舎については、防災の要となる施設であり、防災力強化を目指して庁舎の建て替えを検討している自治体は多く計画的に推進する必要があるため、貴重な支援策である同事業を復活すること。

また、土地収用法の事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例が認められる公共性の高い事業に、防災拠点でもある町村の庁舎も適用施設として認定できるよう、対象施設等の見直しをすること。

(4) 広域防災体制の早期構築

南海トラフ地震、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

また、周辺自治体との連携の下、これら災害に対する調査研究が、より一層推進されるよう、必要額を確保すること。

(5) 水害・土砂災害対策等の推進

最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、治水事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の土砂災害防止事業及び治山事業を推進すること。

特に、山地からの流出抑制対策、河川断面の確保及び防災対策が必要な防災重点農業用ため池や急傾斜地等の危険箇所の整備を推進するため、必要額を確保すること。

(6) 避難所機能充実のための財政措置の拡充

地方公共団体の庁舎等について、災害時の人命救助で重要とされる 72 時間以上稼働できる非常電源装置等を整備できるよう、機器の更新や燃料タンクの増設に対する補助や電気自動車の購入などに対する財政支援を拡充すること。

また、災害時に避難所となる公民館等の社会教育施設のエレベーター設置について財源措置を拡充すること。

(7) 災害時における避難・救助をはじめ、支援活動を支える緊急輸送道路等の防災性向上を図るため、無電柱化が計画的かつ迅速に推進できるよう、市町村や電線管理者に対する積極的な支援をすること。

(8) 山間部における災害時の倒木とそれに起因する断線被害が発生した場合には住民生活と直結する被害に発展し、また当該地区が孤立化する危険がある。

岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 では、重点化施策項目において総合的な大規模停電対策の推進、また主要施策では倒木によるライフライン被害軽減対策の推進を掲げてられており、森林大国岐阜県全体が抱える災害リスクを未然防止し抑制する有効な事業として、令和3年度最終年度を迎えるライフライン保全対策事業を継続し予算の確実な確保をすること。

4 少子化対策の推進

我が国における少子化の進行は極めて深刻さを増しており、社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えている。加えて、新型コロナウイルス感染症により、若い世代の雇用と労働環境が一段と厳しい状況に置かれていることから、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、働き方改革の実現と結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行うなど、総合的な少子化対策を早急に講じる必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 幼児教育・保育の無償化の財源については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。
- (2) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。
- (3) 幼児教育・保育の無償化によって更なる保育需要の増加が見込まれ、より一層の保育士不足が懸念されることから、特に保育士を目指す学生向けの保育士の魅力（イメージ）アップの施策など新たな保育人材の確保に向けた取組みを強化すること。

また、県における「保育士・保育所支援センター」の各圏域への設置等さらなる充実を図ること。

- (4) 子どもの安全確保と保育環境の向上のため、公立こども園などの施設整備等に対する財政的な支援、補助の嵩上げをすること。

また、子ども・子育て支援に関する部局の統合や関係職員の配置増などに対する支援を行うこと。

- (5) 放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

また、県において実施している放課後児童クラブ運営費に対する補助の嵩上げを図ること。

- (6) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。
- (7) 県は現在、小学校就学前までとなっている乳幼児医療費助成制度の対象を義務教育終了時まで拡大すること。

5 教育行政の推進

子どもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 特別支援教育支援員にかかる地方財政措置の改善

近年、特別支援学級に在籍している児童生徒及び通級指導を受けている児童、学習障害や注意欠陥多動性障害等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、町村においては、多額の財源を負担して非常勤講師及び特別支援アシスタント等を各学校の実情に応じて配置している。

特別支援教育支援員に係る経費として地方財政措置がなされているが、現状は学校毎に支援を必要とする児童生徒数や支援内容が大きく異なっており、いずれの学校においても財政措置以上の多額の負担により人員配置を行っている状況であるため、学校あたりの算定基準ではなく学校の実態に応じた適切な人的及び財政的措置をすること。

(2) 特別支援学級設置校の拡充

様々な障がいに応じたきめ細かな指導を進めるためには、特別支援学級の設置が不可欠であるが、支援の必要な児童生徒の多くない学校においては、設置が認可されず、通常の学級での指導が続く現状があることから、特別支援学級設置校の拡充に向けて、特別支援学級・通級指導教室の設置に関わる要件の緩和、設置基準の公表及び教職員の配置に関わる安定的な財政措置をすること。

(3) 英語教育の充実

小学校外国語活動をより一層推進するためには、ALT の増員が急務となっていることから、県はALT の増員が図られるよう、必要な経費についての財政支援制度を確立すること。

また、国は外国語免許を有する教員の小学校への配置強化やALT を主指導者とする等を検討すること。

(4) スクールカウンセラー等の配置に対する支援

深刻化するいじめや不登校問題に対応するため、児童生徒支援専任教員並びにスク

ールカウンセラーを各小中学校に配置すること。

また、教育現場では小規模校になるほど、教職員の欠勤や研修等出張時の代替補充など、校務分掌の兼務が著しく複数の分掌をかかえ激務となっているため、主任、生徒指導は担任以外の教諭で割り当てできるように見直しを図り、近年問題となっている「小1プロブレム」の解消を図るため、小学校1年生に複数教諭又は講師を配置すること。

(5) 教職員の加配並びに部活動指導員及びスクール・サポートスタッフの設置に対する財政支援

- ① 正規教職員数の確保と指導力の向上をはかること。
- ② 少人数指導や習熟度別指導を行うなどきめ細かな指導を行うための定数加配の充実、教頭複数配置の拡大及び事務の共同実施を行う学校への加配のための財政支援をすること。
- ③ 複式学級解消のための教職員定数の改善及び常勤の加配教員を配置すること。
- ④ 教職員の働き方改革プラン 2020 の取組により、部活動指導にかかる負担軽減のため、特定顧問に過度の負担が集中しないよう、部活動指導員の必置につき、明確な予算的措置を行うこと。
- ⑤ 教員の負担軽減を図るためのサポートスタッフの配置に対し、財政支援の拡充を図ること。
- ⑥ 増加傾向にある外国人児童・生徒に対する支援はもとより、教職員の負担軽減のため、日本語指導支援員を更に増員すること。

(6) 栄養教諭配置の改善

食育の推進、食物アレルギーへの十分な対応のため栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を見直し、充実を図ること。

(7) 少人数学級制度の拡充

小学校1年生に加えて小学校2、3、4年生、中学校1年生でも県費負担による35人学級が実施され大きな効果が現れているが、小学校4年生までの35人学級編制が5年生で40人学級編制に戻り、高学年の学級経営や教科指導にあたって困難を来す事例が多いため、小中学校全学年の35人以下学級を早期に実現すること。

(8) 教育現場におけるICT活用に対する支援

- ① ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT環境整備（GIGAスクール構

想)の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持や更新のための費用についても支援すること。

- ② 小中学校の急速な ICT 化を円滑に進めるために、各学校の ICT 環境整備や導入後の活用について技術的な側面から支援が必要であるが、学校の人的体制は不十分であるのが現状である。1 人 1 台端末環境の本格的な運用に向けて、教員向けの研修業務やタブレット活用教育サポートなど各学校の ICT 機器を授業に活用できるよう、技術的な側面からの支援 (GIGA スクールサポーター配置促進事業) に対し、財政支援の拡充を図ること。

(9) 教育施設関連の改修に対する財政支援

公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

また、老朽化対策に必要な小規模改造についても国庫補助対象とするなど、老朽化対策事業 (改築・改造) における補助要件の緩和をすること。

6 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の 4 車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つとして、名古屋都市圏の高速道路ネットワークの一翼を担って沿線地域のポテンシャルを飛躍的に高め、地域間交流・連携を促進させる、我が国の成長強化につながる極めて重要な社会基盤である。

東海環状自動車道西回り区間の開通は、沿線各地の経済発展や県内各地の観光振興に寄与するとともに、緊急輸送道路ネットワークに資するものであり、その波及効果については計り知れないものがある。

また、これまでに発生した豪雨災害や大地震では、高速道路などの主要幹線道路網は早期の復旧が可能であったことから、命をつなぐ物資の輸送や救助活動に大きな役割を果たしており、発生が危惧されている南海トラフ地震等大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を可能とするためにも、東海環状自動車道による交通網確保は不可欠である。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成 20 年の全線開通以降、交通量の増大に

より、交通渋滞や事故が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止をはじめ、豪雨災害、南海トラフ地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県駅へのアクセス道路として、非常に重要な道路である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 東海環状自動車道は、広域地域間交通を円滑に処理し、地域経済の発展に大きく寄与する最重要路線であることから、重点的に予算を配分し一日も早く全線完成させること。
- (2) 東海環状自動車道に直結する沿線各地のアクセス道路等をはじめ、広域的経済圏を構築できるよう沿線以外の市町におよぶアクセス道路や架橋を早期に整備すること。
- (3) 東海北陸自動車道飛騨清見 IC～小矢部砺波 JCT 間の付加車線設置工事を含め事業中区間の整備促進を図るとともに、未事業化区間を事業化し本区間の早期全線4車線化を図ること。
- (4) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

7 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。また、東日本大震災での復興及び熊本地震での住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発する局地的・集中的な豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフ地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許されない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備促進は、経済の活性化と地域住民が安心して生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に道路整備を進めることが必要である。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路橋やトンネル等、老朽化対策が必要となる道路施設の増加が見込まれる中、国において道路法等を改正され、5年に1度近接目視による点検、診断、補修及び記録といったメンテナンスサイクルの実施が義務化さ

れたが、地方においては、予算不足、人材不足、技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格道路、一般広域道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備促進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。
- (4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道の複数路線化を図る等、災害に強い道路ネットワークの整備を促進すること。
- (5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。
- (6) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）整備に積極的な支援をすること。
- (7) 老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれる中、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。
特に、点検・修繕事業のメンテナンスサイクルを確立する上で、必要な道路の老朽化対策予算を確保するとともに、現在の国庫補助率の引き上げを図ること。
- (8) 雪寒地域においては、例年除雪費用が増大し、財政を圧迫している状況であるため、豪雪時における、除雪補助の確実な実施及び臨時特例措置による予算確保を図ること。

【一般要望】

I 地方分権改革関係

1 町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、県は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項の実現に向けて国に対し強く働きかけるよう要望する。

(1) 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

- ① 国と地方の役割分担を一層の明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
- ② 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- ③ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、町村に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障が生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

また、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

- ④ 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

(2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」について

- ① 地方からの提案については、可能な限り提案を実現すること。
- ② 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないように、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。

(4) 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

(5) 現行の広域行政の仕組みについて十分に検証すること。

なお、広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

(6) 道州制は導入しないこと。

II 町村財政対策関係

1 町村財政基盤の確立

町村は、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加えて、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 地方交付税総額の確保

① 新型コロナウイルス感染症を克服し、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

② 令和3年度までとなっている「地方一般財源総額実質同水準ルール」については、令和4年度以降も継続すること。

③ 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団

体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であるので、これを堅持すること。

- ④ 業務改革の取組等の成果を反映した基準財政需要額については、そもそも行政コストの差は、人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないように十分配慮すること。
- ⑤ 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。
- ⑥ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。
- ⑦ 合併による行政区域の広域化を反映した算定項目の見直しが進められたが、合併により増大した経費を十分に把握し、的確に反映すること。

(2) 町村税源の充実強化

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

また、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

(3) 自動車関係諸税の財源の確保

自動車関係諸税のあり方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(4) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(5) 償却資産に係る固定資産税の現行制度の維持

償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現

行制度を堅持すること。

(6) 国際観光旅客税の活用

観光立国・地方創生の実現のために、国際観光旅客税が創設され、その使途として観光関連の施策に使われることとなっているが、地方の観光資源において、外国人等に対する環境整備は整っておらず、地方創生を推進するためにも、地方の観光資源の整備に対する財源とすること。

(7) ふるさと納税に係る県共通特産品の拡充

ふるさと納税の返礼品に関し、地場産品基準のうち県が指定する地場産品について、県内で相当程度認識されている地場産品を返礼品として取り扱える認定数を増やすこと。

また、市町村の地域資源として相当程度認識されている地場産品を県指定返礼品等として取り扱うことへの積極的な関与及び市町村から要望があった場合には地域共通の返礼品として認定すること。

2 低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例にあたっての要件確認への財政措置

低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例にあたっての市町村が行う要件確認事務については、確定申告前への駆け込み等相当数の確認申請があり、確認にあたっては事務が大変繁雑しているばかりでなく、宅地建物取引業を介さず相対取引をされる場合かつ定められた確認要件では確認が取れない場合もあり、この場合には現地調査、ヒアリングなど相当な事務量を強いられている。

よって、県は低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例にあたっての市町村が行う要件確認事務について、確認書交付の実績に応じた財政措置を講ずるよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

Ⅲ 地震防災対策関係

1 亜炭鉱廃坑対策の拡充

旧亜炭採掘区域の上に多くの住民が暮らす地域では、巨大地震の発生が予測されるなか、いつ発生するかもわからない陥没被害に脅かされている。

よって、県は旧亜炭採掘区域の住民が安心して暮らしていけるよう次の事項の実現に

向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 特定鉱害復旧事業制度の拡充

大規模被害の復旧により大幅に原資が減少している特定鉱害復旧事業等基金について、国は早急に補てん及び積み増しを実施し、恒久的な復旧対策を確立すること。

(2) 南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の継続

南海トラフ地震の発生が危惧される中、令和 3 年度から始まった「南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業」は、亜炭鉱廃坑の崩壊による被害を防止する有益な事業であり、継続的に事業化すること。

2 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充

自治体の公共施設は、その多くが高度経済成長期に建設されるなど老朽化が進んでいる。また、万一の災害時においては、災害対応の中心的施設や避難所等としての機能を果たす必要があることから、耐震化・老朽化等の対策は不可欠である。

併せて、平成 28 年 4 月の熊本地震の発生等、さらには「公共施設等総合管理計画」の策定などにより、「移譲、廃止、統合」も検討し役場庁舎をはじめとした公共施設の耐震化・老朽化対策は、今まで以上に、地方公共団体が解決しなければならない重要な課題になるものと思われる。

しかしながら、公共施設の耐震化・老朽化対策に際しては、学校教育関連施設など国庫補助の対象となるものもあるが、一方で、役場庁舎、生涯学習関連施設、保育所その他の施設など、基本的に単独事業として対応しなければならないものもあり、多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては非常に厳しい面がある。

よって、県は災害対策に万全を期すためにも、公共施設の耐震化・老朽化対策の推進に向けて、新たな県補助制度を創設するとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く

働きかけるよう要望する。

- (1) 消防防災設備・装備の整備について、財政措置を充実強化すること。
- (2) 消防の広域化に伴う、初期段階に負担増となる所要経費について、必要な財政措置を講じるとともに、「消防の連携・協力」に係る支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 消防団員の報酬等については、消防団の活動の重要性を鑑み、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、消防団員の確保等にかかる補助制度を拡充すること。

IV 福祉・医療関係

1 医療保険制度の安定的運営

国民健康保険については、平成 30 年度から新制度に移行したが、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に向けては課題が残されている。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、更に厳しい運営を強いられるおそれがある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 国民皆保険を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。
- (2) 国保事業費納付金の算定方法等については、市町村の意見を十分に尊重すること。
- (3) 国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう更なる財政支援（低所得者対策強化、財政調整機能強化、保険者努力支援制度等）の拡充をすること。

また、重症化予防対策に関する人的支援を含めた助言指導体制を構築すること。

- (4) 町村が独自に実施している医療費助成制度に対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を、早急に全廃すること。
- (5) 後期高齢者医療保険制度の円滑な運営を図るため、保険料を抑制する措置を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関し、先進事例等の情報提供、人的支援、助言指導体制を構築すること。

2 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し

我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。

そのような中、町村においては、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

(2) 介護保険制度の財政支援及び基盤整備の推進

介護保険財政の健全な運営のために十分な支援措置（十分な財政措置、低所得者対策、介護サービスの基盤整備）を講じること。

また、現場において、より良質な介護サービスを提供できるよう、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善のための財政措置を講じること。

(3) 地域包括支援センターの人員要件の緩和

主任介護支援専門員など専門職の配属が年々困難になっているため、人員要件を緩和すること。

3 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 救急医療や災害対策に係る医療提供体制は特に人命に直結することから、住民の安全安心のため、病院の震災対策、水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による

建替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に対策を行うこと。

(2) 過疎地域において地域医療を充実させていくために、現況ではへき地診療所施設整備事業とへき地診療所設備整備事業の2事業で2分の1補助制度があるが、へき地に該当しない地域においても、補助制度を創設すること。

また、補助率についても、各町村が整備しやすくなるよう嵩上げするなど見直すこと。

(3) へき地、過疎地域の医療資源の充実施策として、医師のみならず医療従事者全般に対する人材育成への補助制度等の整備を図ること。

(4) 岐阜県地域医療確保事業費補助金について、令和4年度以降も補助事業として継続すること。

(5) 災害時の救急医療体制が県内平等に受けられるような施策を講じること。

4 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 障害者総合支援法による地域生活支援事業に係る費用については、国が1/2以内、県が1/4以内を負担することになっているが、市町村に大きな負担がかかり財政が逼迫しているのが現状である。地域間のサービス不均衡が生じていること、また障害者福祉は基本的人権の尊重という視点からも国において十分な負担をすること。

(2) 強度行動障がい者(児)を受け入れている通所・入所施設が県内では限られていることから、圏域ごとに強度行動障がい者(児)が利用できる通所・入所施設ができるよう、各事業所に対し、補助金等の支援を行い、設置を進めること。

5 福祉サービスの行政区間格差の是正

小規模自治体において、障害者や高齢者を対象とするような施設サービスについて、民間事業者が採算が合わないとして参入が期待できない場合に、公設公営により全ての

施設サービスを満たすことは現実的には不可能である。

このことは住んでいる地域によって利用できるサービスに大きな格差を生むことになり、行政区を超える広い視野で見たときには不均一・不公平を生じているといえる。

よって、県は国において行政区間によって不均一・不公平とならないよう細部にわたって一定のサービス水準を示すとともに、その一定のサービスを提供するための財源を交付するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、国において小規模自治体の責に帰することができない地域の実情を踏まえた福祉施策の制度設計をするとともに、どこに住んでいても、一定の施設サービスを利用できるよう、国が当該施設を整備、若しくは民間事業者の誘致をするよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

6 自治体の実情に応じた支援体制モデルの提示

現在自治体には、重層的支援体制（包括的支援体制）や子ども家庭総合支援体制、地域生活支援拠点等、精神障がいにも対応した地域包括ケア、医療的ケア児等とその家族に対する支援、成年後見支援といったより専門的かつ広汎な支援体制の整備が求められている。

人員確保に課題を抱える小規模自治体の実情を踏まえ、県は複数ある支援体制を整理・統合し、実施可能な支援体制モデルを提示するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

V 教育・文化・スポーツ関係

1 文化財保護に対する支援

行財政改革アクションプランにより、県内の重要伝統的建造物等保存地区が所在する町村への県補助分が全額カットになり、以来県負担分を町村が負担して文化財建造物の保存整備事業を行っている状況である。しかし、このまま将来的に県負担分を町村が負担していくには財政的に大変厳しく、また永続的に保存継承していくためにも県の支援は必要不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 世界遺産の保護に関しては県と町村は同等の負担を負うべきであり、「岐阜県の世

界遺産」として、県を挙げて世界遺産保護に取り組む必要があるため、新たに世界遺産保護支援制度を創設すること。

- (2) 国では地域における文化財を保存し、観光、まちづくり等のために活用した事業を推進しており、県では文化財の保存活用に関する総合的な大綱を策定されたところであるが、所有者等の多額の負担は事業を推進する上で大きな課題でもあるため、登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助金制度の拡充を図ること。

VI 交通・通信の整備、情報化関係

1 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した、地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 市町村自主運行バス等への財政支援

- ① 県において実施している市町村バス交通総合化対策費補助金について、引き続き予算を確保し、制度を堅持すること。また、市町村間等広域に跨る新たな実証実験に対する補助制度を創設すること。
- ② 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなるため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。
- ③ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統の要件を緩和すること。
- ④ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、条件不利地域の嵩上げ、人口規模による補助額設定の見直し、補助上限額の引き上げを行うなど補助制度の拡充を図ること。
- ⑤ 住民運転手による自家用有償運送については、ボランティア性が強い住民運転手であっても、安全を確保するためには継続した教育研修、健康管理等の運行管理が必要であるため、それに要する費用の助成制度を創設すること。
- ⑥ 高齢者、免許返納者、高校生への支援に対する補助制度を創設すること。

(2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地域市町は利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題であると考えらる。

高齢化社会を迎え、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるとともに、インバウンド等来訪者の観光や沿線地域の活性化・賑わいづくりにも重要な役割を担っていくものである。

昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがあることから、安定的に継続可能な運行が確保できるよう、不採算路線とされ沿線市町が財政負担を行っている路線への安全対策や利用促進・存続維持のために国・県が積極的に関与し、補助等新たな財政支援制度を創設するとともに、沿線市町の財政支援への地方財政措置を講じること。

2 デジタル化施策の推進

官民を問わずデジタル化は我が国喫緊の課題である。住民生活、医療・福祉、教育・文化、産業振興等の多様な分野における活用や利便性の向上が期待されることから、光ファイバ等の基盤整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進することが必要になる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、専門人材や財源の確保が課題となることから、国においては積極的な人的・財政的支援及び情報提供を行うとともに、e-ラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容を体系化することにより、町村の人材育成を支援すること。
- (2) 町村の情報システムの標準化・共同化及びガバメントクラウド（Gov-Cloud）の構築については、早期に的確な情報提供を行うとともに、町村の意見を十分に踏まえたきめ細やかな対応を行うこと。また、やむを得ない事情により令和7年度までに標準システムに移行できない町村に対し、不利益が生じないようにすること。
- (3) 条件不利地域を含めたすべての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含むすべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要

な対策を講じるとともに、町村が独自に行う事業に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

(4) 番号制度の運用に当たっては、広く国民に周知し理解を得ること。

また、個人番号カード取得促進に係る各種施策を受けた交付申請数の増大によって、交付事務を担う町村窓口の負担が過大とならないよう、申請手続・交付事務の簡素化やシステムの安定稼働等万全の対策を講じること。さらに、個人番号カードの交付申請数の増大に対応するために必要となる個人番号カード交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。

(5) 番号制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。

特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担について、万全な地方財政措置を講じるとともに、次年度以降に生じる次期システムの設計・構築・移行に係る経費に対しても、これまで同様、国の責任において全額措置すること。

(6) 情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。

(7) 町村において必要となる情報セキュリティ対策を実施できるよう、万全の人的・財政的支援を講じること。

Ⅶ 治水対策・砂防事業関係

1 災害から守るための河川の整備促進

近年、局地的・集中的な豪雨により、全国各地で河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ている状況である。

国及び県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

河川整備は地域住民の生活、生命財産を守り安心して生活することができる地域社会の形成に繋がる正に地域創生の要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。

(2) 県内河川改修事業へ予算を重点配分すること。

- (3) 市町村が内水対策として計画排水量を確保するために行う計画策定及び浸水危険地域への排水機設置に対する支援及び技術指導等を行うこと。
- (4) 河川の洪水疎通能力を増やすための浚渫や整備、堤防の拡幅増強整備、補強整備を促進すること。
- (5) 揖斐川流域は、全国的に見ても気象的に名だたる多雨地帯であり、地形等自然条件からも河川の氾濫を受けやすい環境にあるため、直轄管理区間内に防災拠点の整備を促進すること。

2 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設事業は、洪水時における下流域の治水安全度を飛躍的に向上させるとともに、渇水時における流水の安定や河川環境の保全等に効果を発揮し、安全で安心なまちづくりに寄与するものであるため、県は早期の事業完成に向けて強力に事業を推進するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 砂防事業の推進

本県は県土の約8割を山地（森林）が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防関係事業は、土砂災害から生命・身体を守り、安全安心を確保するための、最も優先して推進すべき根幹的な事業である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 土砂災害防止対策推進のための財源を確保すること。
- (2) 砂防関係事業を推進すること。
- (3) 経年により既存の砂防施設の機能が低下しつつあるため、施設の長寿命化のための整備促進を図ること。

VIII 生活環境施設関係

1 水道施設の整備促進

水道施設は、安全で安心な水を提供するとともに、消防水利としての役割も担い、住

民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み、増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道事業の上水道事業への統合を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 耐震化事業や基幹的施設改良事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。

また、国庫補助率の拡充を図ること。

(2) 震災対策の充実・強化を図るため、給水車、給水袋等の整備に対する新たな補助制度を創設すること。

(3) 広域的な水道事業者等との連携等の推進と、必要となる技術的及び財政的な援助をすること。

2 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあっては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額を引き上げること。

(2) 経年劣化等災害を伴わない状況での個人設置型既設合併処理浄化槽の更新についても国庫補助の対象とすること。

(3) 住宅立地の関係で配管工事が高額となり設置をためらう世帯もあるため、全ての合併浄化槽設置事業において配管工事費を国庫補助対象とすること。

3 高度処理対策の推進

下水道の推進により公共用水域の水質環境基準の達成率は横ばい傾向で推移しているが、近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高度処理法の導入は、施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率の向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 下水道施設の改築に係る国庫補助を継続すること。
- (2) 高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げること。
- (3) 高度処理導入に係る県補助制度を創設すること。

4 ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等

我が国では、循環型社会の形成に向けて3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を一層強化していく必要があるが、今後、人口減少・少子高齢化の進行により、空き家等の廃棄物処理やごみ出しが困難となる高齢者の増加等、廃棄物を巡る課題が増えていくことが懸念される。

よって、県は、その対応に当たる町村の取組を支援するとともに、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会形成に関する取組を総合的に推進するため、次の事項の実現に向けて特段の措置を講ずるとともに国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 町村が実施する住民の環境への意識啓発や3R推進事業への財政的支援、海洋プラスチックごみの削減活動や地域の環境リーダーの育成等に取り組むNPO等への支援策を継続すること。

(2) 県ごみ処理広域化・集約化計画は実効性の高い計画とすること。

Ⅸ 農業・農村振興対策関係

1 農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にある。

食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持のためにも、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるようにすることが必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業等の促進

高齢化の進む中、農業の振興を図っていくためには、県営農村振興総合整備事業、県営中山間地域総合整備事業及び中山間地域農業生産基盤整備促進事業は必要な制度であるため、事業の新規採択、促進及び補助率を堅持すること。

(2) 農業農村整備事業の予算確保等

令和5年度までに全農地面積の8割を担い手に集積するよう推進するという国の政策目標を達成するため、農業農村整備事業の予算を安定的に確保すること。

また、大区画ほ場整備事業のソフト事業である農業経営高度化支援事業は、担い手への農地集積及び地元負担の軽減に不可欠であることから、継続を強く要望すること。

農地中間管理事業については、個人の担い手の集積では要件の達成が難しく支援の対象とならないので、これらの農地集積についても支援をすること。

(3) 農業・農村に対する多面的機能支払交付金の継続

多面的機能が今後とも適切に発揮され、担い手の育成等構造改革を後押ししていくためにも多面的機能支払交付金制度の予算額を確保すること。

また、制度の簡略化及び事務負担の軽減をすること。

(4) 農業機械導入支援制度の創設

小規模担い手や農業法人等が農業経営を継続する上で農業用機械の更新費用が大きな負担となっていることから、農業機械導入に係る支援要件の緩和又は新たな制度

を創設すること。

(5) 農村の景観保全の推進

農業離れが進むことが懸念される中、積極的な集積規模の拡大を推進するためには、畦畔の草刈作業の軽減を図ることが重要な課題となるため、県においてグランドカバープランツの導入に対する技術指導や導入効果及び費用助成について研究・検討をすること。

2 野生鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達している。一方、駆除を委託している有害鳥獣駆除従事者は高齢化等により減少し、被害に歯止めがかからない状況である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保すること。

また、この支援事業により整備を行った鳥獣被害防止施設について、自然災害や鳥獣による破損により修繕が必要な状況であるため、修繕用資材費等を補助金の対象とすること。

(2) 農地集積が進むことにより、集落における農作物被害への関心が薄れることで、市町村単位で新たな有害鳥獣駆除従事者を育成することが困難になるため、市町村における有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保への支援をするとともに、それを補完する広域的な捕獲の取組みを検討すること。

(3) 有害鳥獣対策や斃死獣処理関係法令の規制緩和及び処理施設建設に伴う補助率を引き上げること。

また、充当財源である起債を交付税算入すること。

3 豚熱対策の強化

令和元年の豚熱ワクチンの接種開始以降、県内の農場では豚熱が発生していないが、全国ではワクチン接種済み農場における豚熱発生が相次いでおり、引き続き、飼養衛生管理向上に向けた対策が必要である。

一方、豚熱の感染源となる野生イノシシについて、県内では陽性率が低下しているも

の、断続的に感染が確認され、また、免疫を持たない感受性個体の割合が増加している。さらに、全国的には感染確認地域が拡大しており、再発・再移入による県内での感染の再拡大が懸念される状況にあることから、全国的に野生イノシシの豚熱感染拡大を抑え、陽性率を下げる必要がある。

よって、県は国の責任において総合的な対策の強化及び対策に係る財源を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

X 森林・林業振興対策関係

1 森林整備の推進

新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業・木材産業の持続性を高めながらグリーン成長を実現し、山村の活性化が図られることが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 新たな「森林・林業基本計画」の着実な推進

新たな計画の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取組みの展開、③新たな山村価値の創造等を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

(2) 林業成長産業化を推進するための森林整備の補助事業の拡充

林業・木材産業の成長産業化を実現するため、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の財源確保及び制度を拡充すること。

また、国産木材の需要を高める新たな補助事業の創設、または既存事業を拡大すること。

(3) 自治体庁舎に対する木材の利用補助制度の拡大

県内の自治体が庁舎整備において木材を活用することは、県産材の普及啓発の上で極めて効果的であることから、庁舎の新築等において、ロビー等以外の内装や構造材等にも補助対象となるよう、県産材の利用を促進する補助制度のさらなる拡充すること。

また、公共空間等で住民等が使用する木製備品等に対する補助限度額を拡大すること。

2 清流の国ぎふ森林・環境税の延長

清流の国ぎふ森林・環境税は令和 3 年度末に第 2 期の終期を迎えるが平成 24 年度の創設以来、豊かな森づくり・清らかな川づくり、人づくり・仕組みづくりなどの分野で活用され、大きな成果を上げてきた。

また、自然環境の保全・再生は長い年月を要するものであることに加えて、近年、新たな環境時代に向けて森林整備や環境保全への取り組みによる SDGs やカーボンニュートラルの実現による脱炭素社会への期待も高まっている。

よって、県は令和 4 年度以降も継続的かつ安定的な取り組みができるよう清流の国ぎふ森林・環境税を延長するよう要望する。

3 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し

岐阜県において平成 24 年度から導入した清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取り組みは、町村有林整備のほか、民有林保全、市町村の提案に基づく里山整備など幅広く活用されているが、里山林整備事業によって切り倒される不用木や竹林などの処理費(破碎・処分)及び、破碎作業に使用する破碎機の購入等が当該整備事業費内で対応ができるよう要望する。

また、本事業を活用し住宅地に点在する森林・竹林等の伐採を実施できるよう要望する。

X I エネルギー対策関係

1 原子力発電施設の安全体制確立

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

加えて、近い将来発生が予想される南海トラフ地震による原子力発電所事故が懸念される中、政府は原子力発電所の再稼働を進めている。

原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改定が随時行われ、内容は拡充されつつあるが、国の対策は、UPZ（原発から概ね 30km）内が中心であるとともに、地方自治体が講じる UPZ 外の対策については必要な財源が措置されていない。

また、原子力発電所施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状である。

特に岐阜県は、福井県内に立地の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、県は、UPZ 外の地域の防災体制の充実・強化を実現に向けて国に対し強く働きかけるよう要望する。

- (1) 防護措置の実施に必要な資機材の確保など事前対策の充実・強化を図ること。
- (2) きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講ずる対策について、所要の財源措置を行うこと。

2 再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入等に対する財政的支援

- (1) 災害時に孤立する集落を中山間地に多く抱える岐阜県では、エネルギーの安全保障等の課題から、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーインフラの構築が進められている。当事業を通じてエネルギーの削減、地球温暖化対策が図られるとともに、水素を活用した地産地消型エネルギーシステムを構築し、新たな地域産業の創設、地方創生を目指しており、今後のエネルギー対策として、県は補助事業の拡充など、財政的支援を拡充するよう国に対し強く働きかけるよう要望する。
- (2) 県は公有地や公共施設等への太陽光パネルの設置及び電動自動車の購入に対する補助事業を拡充するよう国に対し強く働きかけるよう要望する。
- (3) 県は、防災上の観点から、地域内の分散型エネルギーの整備を目的として、避難所等の公共施設に電動車（EV・HV・PHV・FCV）や充電スタンド等を整備する地方公共団体のほか、住民による電動車の購入に対して独自に補助を行う地方公共団体に対し、財政的支援を継続・拡充するよう国に対して強く働きかけること。

また、県は避難所等の公共施設に対して再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、燃料電池、高効率空調設備や木質バイオマス熱利用設備等を導入する地方公共団体に対し、その導入費のほか、維持管理費、更新費に対する財政支援を継続・拡充するよう国に対して強く働きかけること。

3 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活及び住宅用省エネルギー導入支援対策補助金の創設

環境と共生する循環型社会の形成を目指し、再生可能エネルギーの利用を促進することで地球温暖化を防止するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し町村において独自に補助金を交付しているが、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを46%削減の着実な達成にむけ、新たな再生可能エネルギー及び省エネルギーの普及促進が課題である。

よって、県は住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を復活するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、住宅用省エネルギー導入支援対策補助金を創設するよう国に対して強く働きかけること。

XII その他

1 新食肉基幹市場建設早期実現に向けた取り組み

新たな食肉基幹市場の建設については、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会において協議が進められてきたところであるが、今後は補助金等の活用を視野に入れた取り組みが必要となってくる。

よって、当事業の早期実現を図るため、県主導により事業進捗を図るよう要望する。

2 地籍調査事業の推進

地籍調査の進捗率は、全国平均で52%（令和2年度末）となっているが、岐阜県下では約17.8%と、全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業であることは言うまでもない。

地籍調査の成果は法務局の登記が完了することで効力が発生することから、職員には登記に関し土地家屋調査士と同等の能力が求められている。

厳しい財政状況の中で地籍調査事業を推進するためには、人件費に対する支援及び本事業の予算の確保が必要である。

よって、県は地方財政の厳しい中ではあるが、地籍調査事業の積極的な推進を図るため市町村の要望額に見合った予算を確保するよう要望する。

3 社会資本整備総合交付金の確保

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、県は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

4 工業団地の周辺基盤整備への財政支援及び企業誘致支援

岐阜県では東海環状自動車道西回り区間の全線開通を見据え、300ha の新たな工場用地の開発を戦略的に推進することとした。

沿線市町としても、企業誘致は、若者の雇用の場の確保や税収の増加が見込まれることから、積極的に工業団地開発等に取り組んでいるが、財政的な負担が大きいこと、また、法規制により迅速な開発が困難である。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 工業団地へのアクセス道路の整備及び工業団地周辺の基盤整備に対し、補助事業等により支援すること。
- (2) 新たな工業用地確保における土地開発可能性調査への支援のほか、開発に伴う法規制等について関係部署との調整などの支援を実施すること。
- (3) 工場立地に対する助成措置・優遇措置の更なる支援を実施すること。
- (4) 工業団地用地の PR を積極的に実施すること。

5 道の駅機能の拡充に伴う補助制度の創設

道の駅は、地方創生を具体的に実現する極めて有効な施設として位置づけられ、遠隔地、辺地にとって重要な役割を持っている。

また、単なる休憩施設ではなく地域活性化の様々な要素を備えた施設へと変革をする必要があり、国が推進する重点「道の駅」、防災「道の駅」として、県内の交通の要所、貯え拠点ともなり得る多くの道の駅は老朽化が進み、大規模な施設改修が課題となっており、リニューアルや新たな付加価値化など多額の投資が必要となっている。

よって、県は道の駅の一層の施設整備に対する補助制度を拡充と新たな支援制度を創設するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

6 空き家対策の支援事業に係る補助率の拡充等

近年、人口減少や住宅の供給過多等により、全国的に空家が増加している。空家は安全、防犯、衛生、景観など様々な面で周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、空家の増加を防いでいくことが大きな課題である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 相続人不明物件、相続放棄物件の早期処分に繋がる施策の早急な法制化をすること。
- (2) 県は空き家等の除却及び利活用を目的とした事業に対する補助の継続及び補助率を拡充すること。

7 市街化調整区域における規制緩和

市街化が抑制される市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第 34 条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が個別に許可できることとなっている。

しかし、近年の著しい人口減少・少子高齢化の進展により、許可を受けられる分家者など、調整区域内に居住する世帯の通常の分化発展のみでは、地域コミュニティの維持が困難となっており、その対策が地域の喫緊の課題となっている。

よって、県は市街化の促進のおそれのない範囲で区域外からの新規居住者の受入れが可能となるよう、都市計画的手法の活用への助言、開発許可制度の運用見直しをするよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

8 多文化共生社会の推進

企業誘致等により、年々外国人の定住化が進み、住民の多国籍化が併せて進んでいる。

今や外国人は、地域の経済活動を支える上で大きな力になっているが、一方で生活習慣等色々な分野において課題があり、その対応が急務になっている。

よって、県は、多文化共生社会の推進に向け、外国人雇用者向けに空き家等を活用し、快適な日常生活ができる環境づくりに取り組んでいる事業者に対して支援するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

9 岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の要件緩和

岐阜県清流の国ぎふ推進補助金は、地域づくり総合支援事業や市町村振興事業など活用できる候補があっても、小規模町村にとっては条件に附された「他市町村の模範となるような事業展開」を行うための人材配置や財政事情に余裕が無く、実施が困難であるのが実情である。

よって、県は小規模町村でも他の町村があまり実施していないような事業を実施した場合など活用しやすい方策・条件に対象要件を緩和するよう要望する。